

# 日常生活自立支援事業

## 業務概要

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが島根づくり

# 日常生活自立支援事業とは

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者や知的・精神障がい者などの判断能力が十分でない方々の権利を養護することを目的として、それらの方々ができるかぎり地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理サービス」「書類等の預かりサービス」「定期的訪問による状態把握」などを行う事業です。

## サービス内容

### 福祉サービスの利用援助

- ①福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ②福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③福祉サービス についての苦情解決制度を利用する手続き
- ④日常生活に必要な事務に関する手続き

#### できないこと

- 特別養護老人ホーム等への入所契約
- 治療、入院に関する契約
- 掃除、洗濯、買い物、介護、看護

### 日常的な金銭管理サービス

- ①年金および福祉手当の受領に必要な手続き
- ②医療費を支払う手続き
- ③税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤①～④の支払いにともなう預貯金の払戻、預貯金の解約、預貯金の預入の手続き
- ⑥施設や病院がおこなっている金銭管理に対する見守り

#### できないこと

- 定期預貯金の契約、解約
- 不動産や預貯金の資産運用

### 書類等の預かりサービス

#### 保管できる書類

- ①年金書類
- ②預貯金の通帳
- ③権利証
- ④契約書類
- ⑤保険証書
- ⑥実印、銀行印
- ⑦その他、実施主体が適当と認めた書類  
(カードを含む)

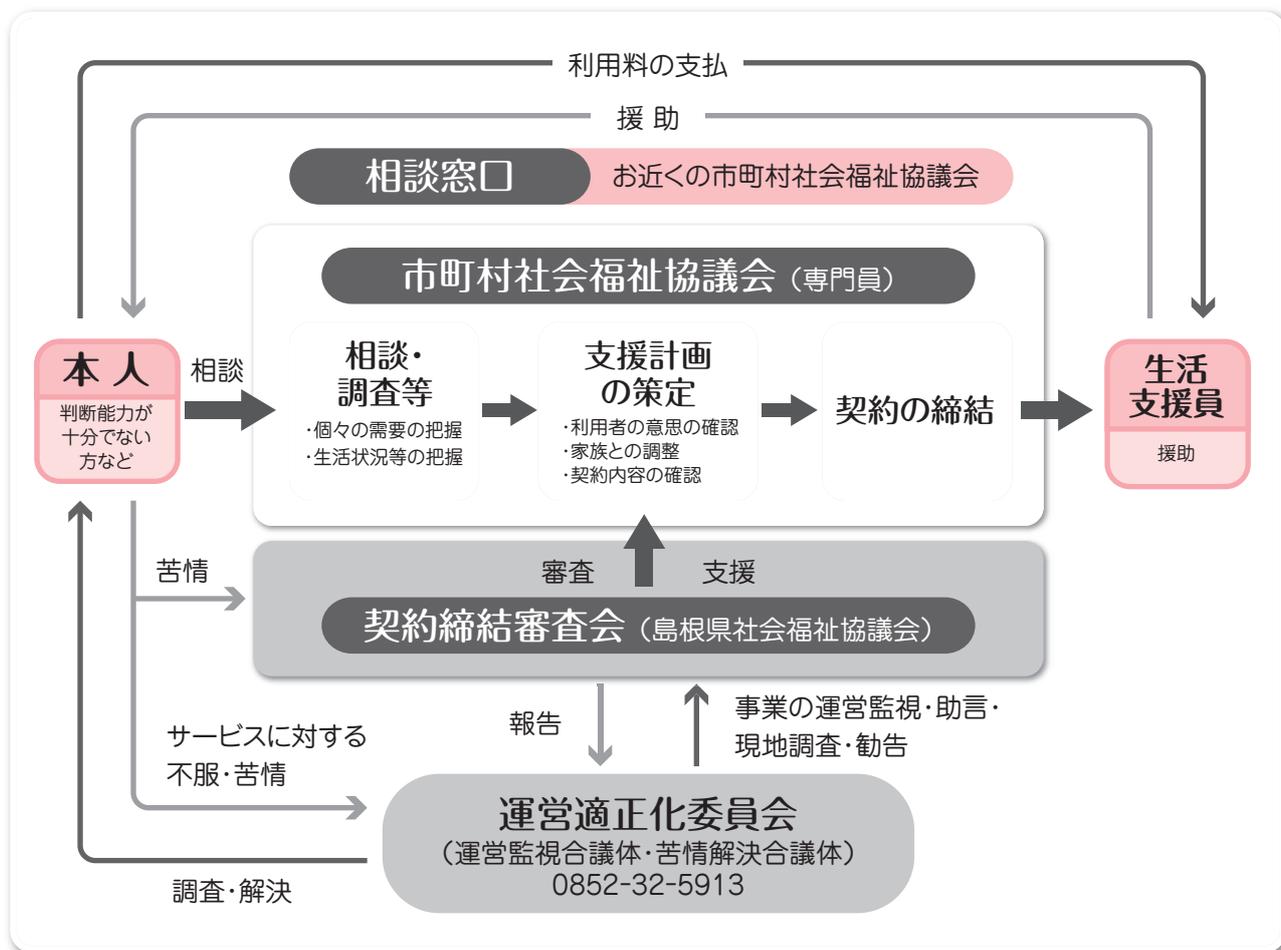
#### 預かることのできないもの

- 宝石、書画、骨董品、貴金属類など

### 定期的訪問による状態把握

- 安否確認
- 見守り

# サービスの仕組み



## 市町村社会福祉協議会

松江市社会福祉協議会	0852-24-1654	川本町社会福祉協議会	0855-72-0104
浜田市社会福祉協議会	0855-23-4451	美郷町社会福祉協議会	0855-75-1345
出雲市社会福祉協議会	0853-23-3825	邑南町社会福祉協議会	0855-84-8484
益田市社会福祉協議会	0856-22-7256	津和野町社会福祉協議会	0856-74-1617
大田市社会福祉協議会	0854-82-9970	吉賀町社会福祉協議会	0856-77-0136
安来市社会福祉協議会	0854-23-1862	海士町社会福祉協議会	08514-2-0010
江津市社会福祉協議会	0855-52-2474	西ノ島町社会福祉協議会	08514-6-1470
雲南市社会福祉協議会	0854-45-9889	知夫村社会福祉協議会	08514-8-2270
奥出雲町社会福祉協議会	0854-54-0800	隠岐の島町社会福祉協議会	08512-2-6377
飯南町社会福祉協議会	0854-76-2170		

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 (生活支援部 生活支援係)

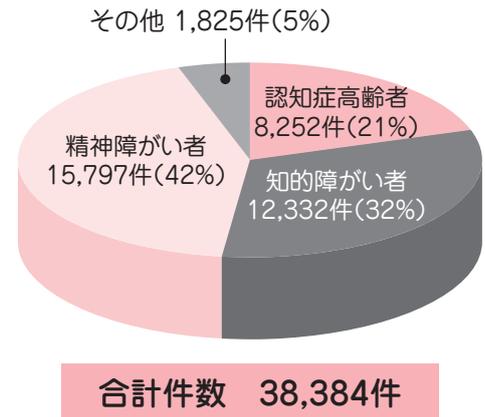
松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根 TEL.0852-32-5993 FAX.0852-32-5982

## I 相談の状況

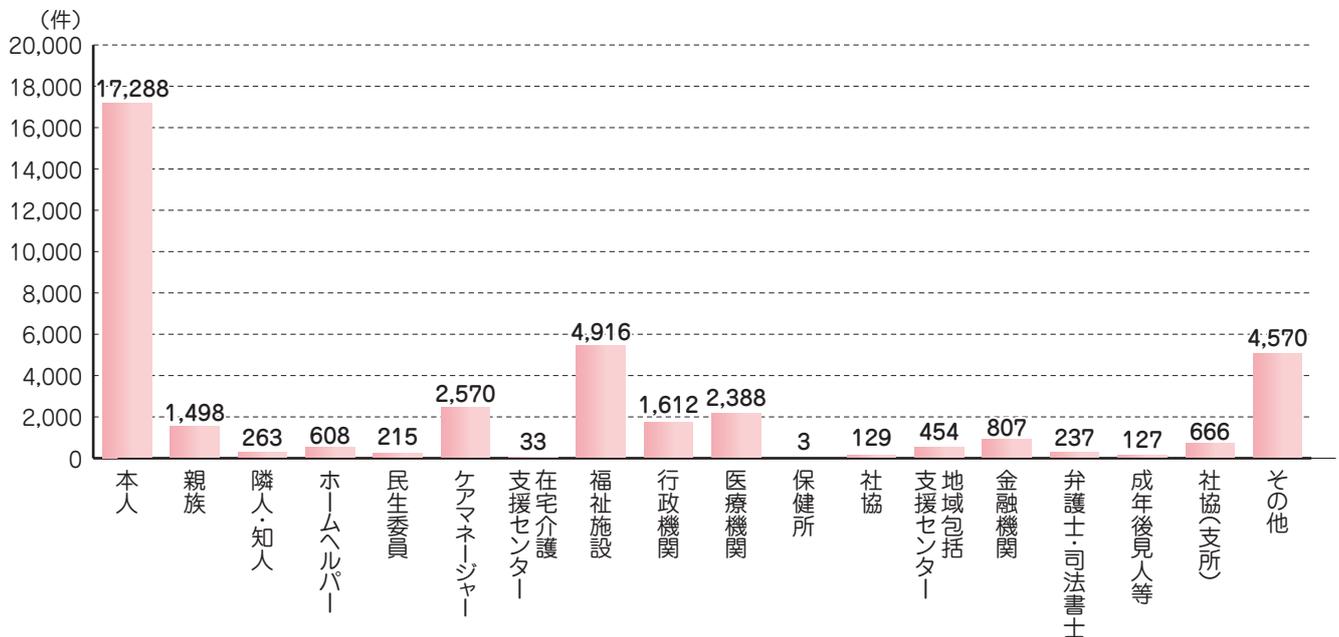
H12~26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	累計
134,550件	28,622件	29,551件	31,661件	33,603件	37,840件	40,786件	39,334件	38,384件	414,331件

### ① 相談件数と内訳

内容 事項	対象者	本事業の利用に関するもの				合計
		認知症 高齢者	知的 障がい者	精神 障がい者	不明・ その他	
a. 問合せ件数 (制度、事業について)		98	24	52	51	225
b. 初回相談件数 (初回相談受付)		80	24	55	20	179
c. 相談援助件数 (ab以外)		7,854	12,235	15,797	1,531	37,417
d. その他		220	49	71	223	563
令和4年度累計		8,252	12,332	15,975	1,825	38,384



### ② 相談経路別



本事業に対する問合せ及び相談の件数は、令和2年度の40,789件をピークにわずかに減少傾向にあるものの依然多く、今後も高い水準で推移していくものと思われます。

対象者別では、精神障がい者が最も多く(42%)、次に知的障がい者(32%)、認知症高齢者(21%)となっています。近年ではその他(※)の割合が増加しています。相談経路別では、本人からが最も多く、続いて福祉施設となっています。

※その他とは、発達障害やアルコール・ギャンブル依存症等のことをいいます。

なお、令和3年度より国際疾病分類を踏まえ、「高次脳機能障害」は精神障がいに分類しています。

## II 市町村別契約件数推移及び実利用件数

(件)

社協	H12~26 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	契約 累計	終了 累計	実利用	うち 生活保護
松江市	324	20	16	11	17	18	18	4	5	433	320	113	38
浜田市	174	17	16	17	8	13	4	7	5	261	194	67	17
出雲市	257	29	27	11	18	8	19	33	11	413	272	141	40
益田市	166	19	11	16	10	17	13	13	17	282	189	93	19
大田市	209	24	19	21	19	11	16	9	16	344	252	92	26
安来市	79	1	12	7	5	4	3	3	2	116	85	31	7
江津市	70	9	13	4	4	6	7	3	16	132	93	39	3
雲南市	148	8	5	6	8	7	10	14	8	214	147	67	7
奥出雲町	6	0	1	1	0	0	0	1	2	11	7	4	0
飯南町	28	2	1	4	1	3	6	6	2	53	29	24	2
川本町	24	2	1	2	3	1	1	0	2	36	25	11	1
美郷町	28	3	3	7	4	2	2	3	6	58	37	21	3
邑南町	46	2	5	6	1	6	12	2	1	81	67	14	3
津和野町	25	6	5	10	5	2	1	3	2	59	35	24	3
吉賀町	28	1	4	4	0	1	4	2	0	44	34	10	3
海士町	1	0	0	1	0	0	0	2	1	5	4	1	0
西ノ島町	8	5	0	1	1	2	1	2	2	22	18	4	0
知夫村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
隠岐の島町	85	3	5	6	11	4	5	6	5	130	107	23	7
合計	1,706	151	144	135	115	105	122	113	103	2,694	1,915	779	179

単年度の契約件数は、24年度までは100件前後で推移していました。25年度からは、県内すべての市町村社協での事業実施に移行したことに伴い、地域でのニーズ把握や事業の周知が更に進み、27年度にはピークとなる151件の契約がありました。その後は減少傾向にあります。

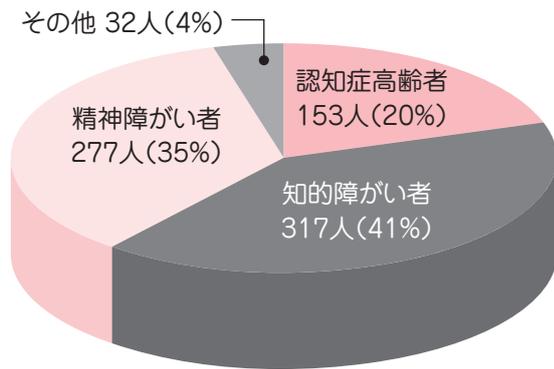
近年では支援の際に専門的な知識や特別な配慮を要する困難ケースが増加し、専門員による対応が必要となり、生活支援員へ順次移行することが困難になってきています。専門員の一人当たりの受持ち件数が増加することで、市町村社協によっては本事業の利用までに時間を要するといった現状も見受けられます。

またキャッシュレス化などの生活経済の環境変化により、様々な支払いにキャッシュレス決済を使う利用者も増え、本人も気づかないうちに生活費を消費して生活に困窮したり、新たな金銭トラブルに発展してしまうなどの課題も考えられます。

### Ⅲ 利用者の状況

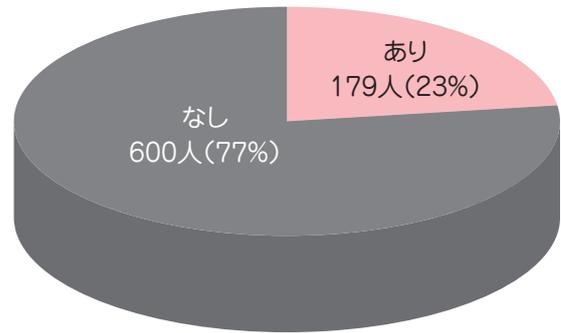
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
実利用件数	122	192	268	334	419	462	509	526	542	551	575
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実利用件数	601	654	690	723	728	755	755	760	767	782	779

#### ① 対象者別



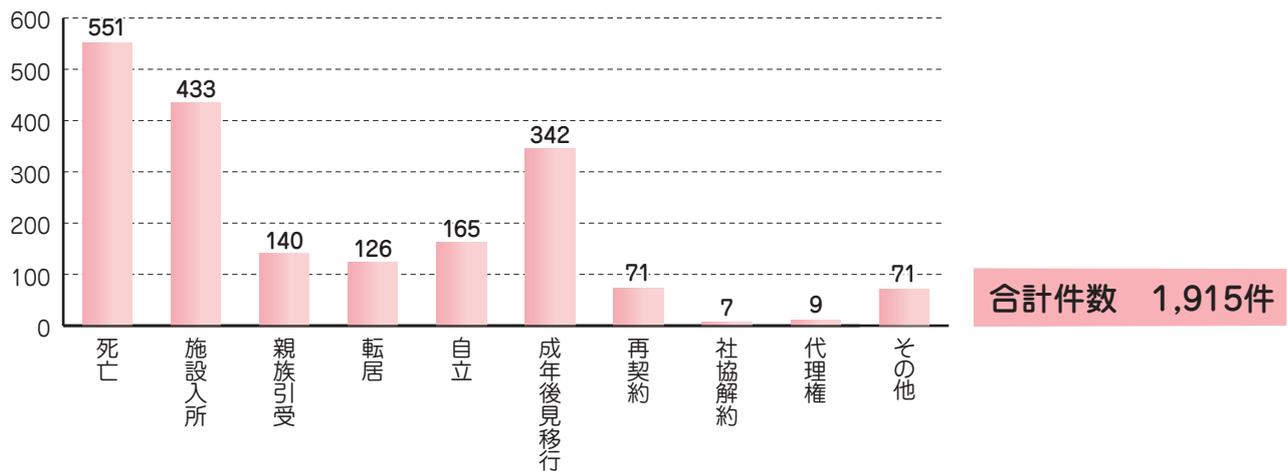
合計 779人

#### ② 生活保護受給



合計 779人

### Ⅳ 契約終了理由



利用者の状況を対象別でみると、全国での内訳は、認知症高齢者の割合が約38%と最も多く、続いて精神障がい者、知的障がい者と続きますが、本県の場合は、知的障がい者の利用割合が41%と最も多く、次いで精神障がい者、認知症高齢者の順になっています。また契約者のうち23%が生活保護受給世帯となっています。

令和4年度終了理由別にみると利用者の死亡が28%と最も多く、次に成年後見制度への移行が25%となっています。更なる判断能力の低下に伴い、福祉施設への入所等の契約に関する身上監護や身寄りのない方等財産管理が必要になり、成年後見制度へ移行するケースが増加しています。

## 日常生活自立支援事業を支える資源



連絡 ↓ 相談

### 医療・保健・福祉の支援機関

●市町村行政 ●福祉事務所 ●地域包括支援センター ●障がい者相談支援事業所 ●生活困窮者自立相談支援機関 等

連携 ↓ 協働

#### 連携による支援

ケア会議やケースカンファレンスなどによる連携

#### 協働の体制づくり

「相談・支援機関連絡会議」「地域包括支援センター運営協議会」  
「障がい者自立支援協議会」などによる協働

### 市町村社会福祉協議会

### 島根県社会福祉協議会

## サービスの主な効果

必要な福祉サービスの利用につなげることができる。

定期的な訪問により生活変化の察知ができる。

日常的金銭管理により、お金を計画的に使用できるようになる。

書類等預かりサービスにより通帳等の紛失の心配がなくなる。

他者からの金銭搾取等の権利侵害を防ぐことができる。

日常生活自立支援事業への相談は、本人または本人をとりまく関係者から寄せられます。社会福祉協議会は、継続した地域生活を送ることができるよう、公的な制度やサービスをはじめ、その他の機関・団体、また地域における見守りや支えあいなど、地域の受け皿づくりに努めます。

# 日常生活自立支援事業業務概要

令和5年4月

[ 発行 ] 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（生活支援部 生活支援係）

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根 5階

電話 0852-32-5993